

建退共制度をご存じですか？

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と、建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：日額310円



★特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

お問い合わせ先：〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西3丁目 建退共北海道支部 電話 011-261-6186

道税についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、納税や申告等が困難な場合には、次の制度があります。

○納税の猶予

事業収入の減少等により道税を一時に納付できない場合は、申請によって1年以内の期間に限り納税の猶予が適用される場合があります。

○申告期限等の延長

道税の申告・申請・請求等について、期限までに行うことが困難な場合は、申請によってその期限が延長される場合があります。

詳しくは道税ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送や電子申告等（eLTAX、OSS）の積極的なご利用をお願いいたします。

お問い合わせ先：

宗谷総合振興局 税務課納税係 電話 0162-33-2520

ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/coronaviruskigen.htm>
〔道税 コロナ〕で検索)

～滞納処分強化のお知らせ～

○道税と市町村税の収入確保を図るため、納税に応じない悪質な滞納者などを対象に、年間を通じて各種債権や動産などの差し押えを行っています。

この対策を一層強化するため、9月に差し押え予告や財産調査を実施し、住居等の搜索や預貯金、給料、売掛金および生命保険を差し押えするなど、滞納処分を強化します。

納税がお済みでない方は早急に納税されますようお願いいたします。



【道税の納税に関するお問い合わせ先】

〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

宗谷総合振興局 税務課

電話 (0162) 33-2519

【町税の納税に関するお問い合わせ先】

幌延町役場 住民生活課住民グループ

電話 (01632) 5-1112